

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 令和3年度の保険料等について ～

7月に保険料額をお知らせします

令和3年度の保険料につきましては、7月に個別にお知らせします。

保険料の計算方法

均等割

【1人当たり保険料】

52,048円



所得割

【本人の所得に応じた額】
(令和2年中の所得 - 最大43万円)
× 10.98%



1年間の保険料

【限度額64万円】
(100円未満切捨)

1年間の保険料の上限額は、64万円になります。

年度の途中で加入したときは、加入した月からの月割で計算します。

「所得」とは前年の「収入」から必要経費（公的年金等控除や給与所得控除額など）を引いたものです。

前年の所得金額により、43万円の控除額が異なる場合があります。

保険料の軽減

均等割の軽減

軽減は被保険者と世帯主の所得の合計で判定します。

被保険者ではない世帯主の所得も判定の対象となります。

昭和31年1月1日以前に生まれた方の公的年金等に係る所得については、さらに15万円を引いた額で判定します。

対象者の所得要件 (世帯主及び世帯の被保険者全員の軽減判定の所得額)	均等割の軽減割合
	令和3年度
43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)	7割
43万円+(28万5千円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	5割
43万円+(52万円×世帯の被保険者数) +10万円×(給与所得者等の数-1)	2割

令和2年度に7.75割軽減該当だった方は、令和3年度より7割軽減に見直されました。

給与所得者等とは、以下のいずれかに該当する方となります。

- ・給与等の収入金額が55万円を超える方
- ・公的年金の収入金額が60万円(65歳未満)、125万円(65歳以上)を超える方

被用者保険の被扶養者だった方の軽減

この制度に加入したとき、被用者保険の被扶養者だった方は、負担軽減のための特別措置として、所得割がかからず、制度加入から2年を経過していない期間のみ、均等割が5割軽減となります。(52,048円 26,024円)

被用者保険とは、協会けんぽ等、主にサラリーマンの方々が加入している健康保険のことで、市町村の国民健康保険等は含まれません。

保険料のお支払い方

保険料のお支払いは、「年金からのお支払い」と「口座振替」を選ぶことができます。口座振替を希望される方はお住まいの市区町村にお問い合わせください。ただし、次のいずれかに当てはまる方は、「年金からのお支払い」ができないため、「納入通知書」や「口座振替」により納めていただきます。

介護保険料が年金から引かれていない方（年金額が年額18万円未満の方）
介護保険と後期高齢者医療の保険料の合計額が、介護保険料が引かれている年金の受給額の半分以上を超える方

保険料のお支払いが困難な場合は住民課戸籍年金医療グループへご相談ください。災害、失業などによる所得の大幅な減少、その他特別の事情で生活が著しく困窮し保険料のお支払いが困難な方については、保険料の減免を受けられる場合があります。

ジェネリック医薬品の利用について

医療機関で処方される薬には、新薬（先発医薬品）とジェネリック医薬品（後発医薬品）があります。ジェネリック医薬品の処方を希望される方は、医師や薬剤師にその旨を伝えるか、医療機関や薬局の窓口に「希望カード」を提示することによりお願いすることができます。

「希望カード」が必要な方は住民課戸籍年金医療グループまでお問い合わせください。

効き目・安全性について

ジェネリック医薬品は、新薬と同等の効果・効能を持ち、厚生労働省の基準を満たしている安全なお薬です。

ご希望される場合は、必ず主治医や薬剤師によく相談しましょう。

価格について

ジェネリック医薬品を利用すると、お薬代が安くなります。薬によって異なりますが、新薬より3割以上、中には5割以上安くなるものもあります。

病院にかかるときはこんな点に気をつけましょう

自分自身のからだの状態に関心と責任を持ち、お医者さんとの対話を大切にしながら、病気に向き合っていくようにしましょう。

かかりつけの医師を持ち、気になることがあったら、まずは相談しましょう。
具合が悪いときには早めに受診し早めに対処しましょう。
同じ病気でいくつもの医療機関を受診することは控えましょう。
休日や夜間に救急医療機関を受診しようとする際には、平日の時間内に受診することができないか、もう一度考えてみましょう。

お問い合わせ先

北海道後期高齢者医療広域連合

【住所】〒060-0062

札幌市中央区南2条西14丁目

国保会館6階

【電話】011-290-5601

剣淵町役場

住民課戸籍年金医療グループ

【電話】26 9026